

(基準内給与時間額)

第6条 給与計算上の1時間あたりの金額は、次の算式によるものとする。なお、円未満の端数は切り上げる。

基準内給与 ÷ 平均月所定労働時間

時間外労働手当や深夜労働の割増賃金等の基準外給与を算出する際や、遅刻や早退等の減額計算をする上で必要となる基準内給与時間額の求め方です。

「1か月単位の変形労働時間制」を採用している場合(準用している場合も同様です。)は、年間を通して平均すると1週40時間の変形労働時間制なので、平均月所定労働時間は、年間の総労働時間を12か月で除した時間となります。

したがって、平均月所定労働時間は、 $365 \text{ 日} \div 7 \text{ 日} \times 40 \text{ 時間} / 12 \text{ か月} = 173.8 \text{ 時間}$ となります。

また、「1年単位の変形労働時間制」を採用(準用)している場合で変形期間の労働時間の総枠を決めている場合は、労働時間の総枠を変形期間で除した時間となります。たとえば、変形期間が1年で1年間の労働時間の総枠が2,085時間の場合は、 $2085 \text{ 時間} \div 12 \text{ か月} = 173.75 \text{ 時間}$ (173時間45分)となります。

就業規則の第14条のケース1のように、年間の労働日数と1日の所定労働時間をあらかじめ決めている場合は、年間労働日数に1日の所定労働時間を乗じた時間が年間の総労働時間となり、平均月所定労働時間は、これを12か月で除した時間となります。

したがって、ケース1を例にとると、 $269 \text{ 日} (365 \text{ 日} - 96 \text{ 日 (年間休日数)}) \times 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分} / 12 \text{ か月} = 173.72 \text{ 時間}$ となります。

(基準内給与日額)

第7条 給与計算上の1日あたりの金額は、次の算式によるものとする。なお、円未満の端数は切り上げる。

基準内給与 ÷ 平均月所定労働日数

中途入社者の賃金や欠勤した者の欠勤額を求める際の基準内給与日額の求め方です。

基準内給与日額を算出する方法としては、基準内給与を「当該月の暦日数」で除す方式もあります。しかし、とくに「1年単位の変形労働時間制」を導入(準用)している場合は、月によって日額に大きな差が生じることになるので、上の方式を使用してください。

(賃金の減額)

第8条 遅刻および早退または私用外出をした場合は、その時間に基準内時間額を乗じた額を減額する。

2 欠勤した場合は、1日について基準内給与日額を減額する。

所定労働日に欠勤、遅刻、早退などで労務の提供ができなかったときは、一般に従業員の都合による労働契約の不履行に該当し、労働の対価である賃金の請求権が発生せず、この日や時間については使用者は賃金の支払義務はありません。すなわち月給制の従業員が遅刻等により提供すべき労働を提供しなかった時間があるとき、その時間に応じて賃金を減額することは、ノーワーク・ノーペイの原則から適法となります。

(給与の支払方法)

第9条 給与は、その全額を原則として本人指定の口座に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払のとき控除する。

- ① 社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）の個人負担分
- ② 雇用保険料の個人負担分
- ③ 所得税、住民税
- ④ その他従業員と協定したもの

賃金の振込による支払については、振込先金融機関を会社と取引のある金融機関だけに制限しているケースもみられますが、賃金の振込先は、従業員の希望する金融機関にしなければならないことに留意してください。

(平均給与)

第10条 平均給与を算出すべき事由の発生した場合の計算方法は、発生した日以前3か月間に支払われた給与総額（基準内給与＋基準外給与）を、前3か月の暦日による総日数で除した金額とする。

(休業手当)

第11条 会社の責に帰すべき事由によって、休業した場合には、休業手当を支給する。

2 前項の休業手当は、休業1日について前条の平均給与の100分の60とする。

第2章 基準内給与

(基準内給与)

第12条 基準内給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本給

本人の技術能力を主体とし、年齢・職歴・勤続年数・資格・役職等を勘案して、各人毎に決定する。

基本給は、基準内給与の主たるものです。ここで、金額決定の要素を明確にしています。

(2) 手当

① 調整手当

給与額に調整が必要な場合に一時的に支給する。

② 通勤手当

通勤手当は、次のとおり支給する。

イ 公共交通機関を利用する場合は、当該交通機関の1か月の定期券代

ロ 自動車（二輪を含む。以下同じ）

通勤距離（片道）	1か月あたりの非課税となる限度額
2 km未満	全額課税
2 km以上 10 km未満	4,200 円
10 km以上 15 km未満	7,100 円
15 km以上 25 km未満	12,900 円
25 km以上 35 km未満	18,700 円
35 km以上 45 km未満	24,400 円
45 km以上 55 km未満	28,000 円
55 km以上	31,600 円

ハ 公共交通機関と自動車の両方を使用する場合は、それぞれの合計額を支給する。

ニ イおよびハの規定による額が20,000円を超えるときは、20,000円を限度とする。

ホ イの経路は、もっとも経済的でかつ合理的な方法によるものでなければならない。

ヘ 転居その他の理由により通勤の経路に異動があったときは、所定の届を行わなければならない。

使用者に通勤手当を支給する義務はなく、支給する、しないは使用者の自由ですが、就業規則で規定すると賃金として扱うことになります。

マイカー通勤の場合、片道2 km以内は全額課税となるので注意が必要です。

第3章 基準外給与

(基準外給与)

第13条 基準外給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 管理職手当

管理監督者に対して支給する。管理監督者が当該月の所定労働時間を超えて労働を行った場合は、管理職手当をもって時間外手当および休日手当に代える。

所定労働時間に縛られず勤務することを要請されている管理監督者に対する固定残業代的な位置づけです。

(2) 固定残業手当

- ① 固定残業手当は、固定の残業手当として、30時間分支給する。
- ② 固定残業手当の1時間当たりの単価は、基準内給与時間額(通勤手当は除く)に2割5分増しした額とする。
- ③ 固定残業手当は、当該従業員の1か月の時間外労働が30時間に満たなくてもその全額を支給する。
- ④ 従業員の時間外勤務手当、休日出勤手当及び深夜勤務手当を計算した額の合計が固定残業手当の額を超える場合は、差額を時間外労働手当として支給する。
- ⑤ 管理職手当を支給する者に対しては、固定残業手当は支給しない。

固定残業手当は、規定している時間外労働時間(この例では30時間)に満たなくてもその全額を支給するものです。賃金計算期間中の実際の労働時間が「所定労働時間+30時間」までは、時間外労働手当の支払いを必要としないため、固定残業手当は実質的に所定労働時間を伸ばす機能があると考えてよいでしょう。

(3) 時間外労働手当

所定時間外に命じられて勤務に就いた者に対し、その労働時間について次の計算により時間外労働手当を支給する。

基準内給与時間額(通勤手当は除く) × 1.25 × 時間外労働時間

(4) 休日労働手当

休日に命じられて勤務したものに対し、その労働時間について次の計算により休日労働手当を支給する。

基準内給与時間額(通勤手当は除く) × 1.35 × 休日労働時間

(5) 深夜労働手当

深夜(午後10時から午前5時の間)に命じられて勤務した者に対し、その労働時間について次の計算により深夜労働手当を支給する。

基準内給与時間額(通勤手当は除く) × 0.25 × 深夜労働時間

農業は時間外労働および休日労働については、労働基準法上で規定する割増賃金は適用除外ですが、ここでは他産業並みの労働条件として法定の割増率を使用しています。

なお、深夜労働（22時～翌5時）にかかる割増賃金は適用除外でないので注意が必要です。

第4章 賃金改定

（賃金改定）

第14条 地域別最低賃金の改定期等に合わせて必要があるときは賃金を改定する。
2 勤務成績等考課や会社業績を勘案して、毎年4月に賃金改定（昇給・降給）を行う。ただし、経営状態その他の状況により行わないことがある。

地域別最低賃金をベースに賃金テーブル等を作成している場合は、毎年地域別最低賃金の改定期に合わせて賃金改定を行うこととなります。

昇給に関する定めは、就業規則の絶対的必要記載事項です。場合によっては降給もあり得るので、ここでは「賃金改定」として含みを持たせています。

第5章 賞 与

賞与は、本来使用者に支払い義務はありませんが、就業規則等で「支給する」と規定すると、業績に係らず支給が義務づけられることとなります。

ここでは、会社の業績に応じ支給することがあるとし、業績によっては支給しない旨を明確にしています。

（賞与の支給）

第15条 賞与は原則として支給しないが、会社の業績に応じ支給することがある。
2 賞与は支給当日に在籍していない者には支給しない。
3 賞与は勤続年数が1年未満の者には支給しない。

（賞与の算定）

第16条 賞与は会社の業績、従業員の勤務成績等を勘案して算定するものとし、算定基準は、その都度決定する。

附 則

本規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

■ パートタイム労働者用

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第46条に基づき、パートタイム労働者の給与に関する事項について定めたものである。

記載の就業規則はパートタイム労働者用です。

(適用範囲)

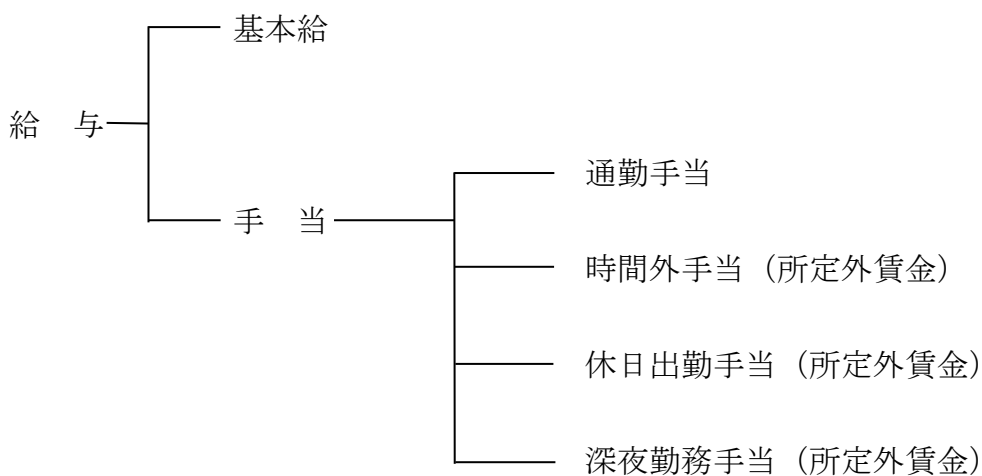
第2条 この規程は、パートタイム労働者として採用された者に対して適用する。

(給与の定義)

第3条 この規程で給与とは、労働の対償としてパートタイム労働者に支払われるものをいう。

(給与の体系)

第4条 この給与体系は次のとおりとする。



(支払形態)

第5条 基本給は時間給とする。

(給与計算期間)

第6条 給与計算期間は、毎月21日から翌月20日までとする。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月末日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日に支払う。

(給与の支払方法)

第8条 給与は、パートタイム労働者が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことにより支払うものとする。

2 会社は給与支払日の午前10時に払出しができるように処理するものとする。

(給与からの控除)

第9条 給与の支払いにあたって次の各号に掲げるものを控除する。

(1) 法令による税金及び社会保険料またはこれに準ずるもの。

(2) パートタイム労働者と協定した次に掲げるもの。

- ① 会社からの購入品代金
- ② 貸付償還金
- ③ 会社施設、車両等の使用料
- ④ 懲戒による減給
- ⑤ その他本人が控除を承認したもの

(給与の計算方法)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間数はに対する給与は支払わないものとする。

2 前項の場合の時間数の計算は、分単位とする。

3 パートタイム労働者が次のいずれかに該当し就業しなかった場合には、その間の給与については、1時間単位計算をもって控除する。

(1) 火器、凶器その他業務に必要ではなく危険と認められる物を所持する者の入場禁止日数及び、酒気を帯び或いは会社内の秩序並びに風紀を乱しもしくは、乱すおそれのある者の退場命令に伴う不就業期間。

(2) 出勤停止の懲戒処分を受けた期間。

(3) 懲戒解雇に該当する行為のあったとき、その処分が決定前においても必要ある場合の自宅謹慎による不就業期間。

(端数処理)

第11条 給与支給額の総額に1円未満の端数が出たときは、四捨五入する。

2 遅刻、早退及び時間外労働等の時間計算は、一給与計算期間中の総合計時間に30分未満または1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを30分に切り上げ、30分以上1時間未満は1時間に切り上げて計算する。

(非常時払い)

第12条 非常の場合の費用にあてるために、パートタイム労働者から請求があったときで、やむを得ない事情があると会社が認めた場合、給与支払日前であっても給与計算期間のうちに既に働いた日の給与をただちに支払う。

(退職時の給与支払)

第13条 パートタイム労働者が死亡し、又は退職した場合は、当該給与計算期間の給与支払日に支払うものとする。ただし、本人または遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払う。

(遺族の範囲及び順位)

第14条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

(休業手当)

第15条 会社都合による休業の場合は、休業1日につき平均賃金の100分の60を支給する。

(平均賃金)

第16条 労働基準法に定める平均賃金の支払いが生じた場合、平均賃金の計算は次の算式による。

平均賃金＝支払事由発生日前3ヶ月間に支払われた給与総額÷当該3ヶ月の暦日総日数

第2章 基本給及び手当

(基本給)

第17条 基本給は、本人の経験、年齢、技能、職務遂行能力等を考慮して各人毎に定め、労働条件通知書で明示する。

2 基本給は別表2による。

(試用期間中の賃金)

第18条 試用期間中の賃金は、年令、経験等を考慮して採用決定時に各自に通知する。

(手当の種類)

第19条 手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外手当
- (3) 休日出勤手当
- (4) 深夜勤務手当

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、自動車(二輪を含む。)を使用する者に対して次のとおり支給する。

- (1) 通勤距離 片道 2km未満 支給しない

- (2) " 2 km以上 5 km 未満 月額 2,000 円
- (3) " 5 km以上 10km 未満 月額 4,000 円
- (4) " 10 km以上 月額 6,000 円

2 月の就業日数が 10 日未満の者には、通勤手当は支給しない。

3 第 1 項の経路は、もっとも経済的かつ合理的な方法によるものでなければならない。

4 転居その他の理由により通勤の経路に異動があったときは、所定の届を行わなければならない。

(時間外手当)

第 2 1 条 パートタイム労働者が、1 日 8 時間を超えて勤務した場合は、次の算式による時間外手当を支給する。

$$\text{時間外手当} = (\text{実労働時間} - 8 \text{ 時間}) \times \text{基本給} \times 1.25$$

(休日出勤手当)

第 2 2 条 パートタイム労働者が、労働条件通知書で明示した休日に出勤した場合には、次の算式による休日出勤手当を支給する。

$$\text{休日出勤手当} = \text{休日出勤時間} \times \text{基本給} \times 1.35$$

(深夜勤務手当)

第 2 3 条 パートタイム労働者が、深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）に勤務した場合には、次の算式による深夜勤務手当を支給する。

$$\text{深夜勤務手当} = \text{深夜労働時間} \times \text{時間単価} \times 0.25$$

第 3 章 休暇等の取扱い

(年次有給休暇の取扱い)

第 2 4 条 従業員が、年次有給休暇を取得した場合には、通常の賃金を支払う。

(有給休暇以外の休暇の取扱い)

第 2 5 条 有給休暇以外の休暇の給与の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 産前産後の休業 無給
- (2) 育児休業 無給
- (3) 介護休業 無給
- (4) 生理休暇 無給
- (5) 通院休暇 無給
- (6) 看護休暇 無給
- (7) 介護休暇 無給

(業務上傷病等による休業の取扱い)

第26条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者が、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるときは給与は支給しない。

第4章 給与の決定及び賞与

(給与改定)

第27条 1年以上継続勤務し、成績の優秀なパートタイム労働者については、人事評価の結果を考慮して昇給を行う。

2 昇給は、原則として年1回とし、雇用契約更新時

(賃金表の改定)

第28条 別表2は、「地域別最低賃金」の改定にあわせて改定する。

(賞与)

第29条 賞与は原則として支給しない。

第5章 退職金

(退職金)

第30条 退職金は原則として支給しない。

附 則

(施行)

第31条 この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

労働者名簿

フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
フリガナ	(〒 -)	電話			
現住所					
フリガナ	(〒 -)	電話			
連絡先					
雇用年月日	年 月 日	退職年月日	年 月 日		
退職事由	自己都合・定年・解雇・死亡・その他 ()				
備考(保証人等)					
従事する業務の種類					
職 歴					
年 月 日	所属	経歴・役職・技能・資格・特記事項 等			
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
雇用保険被保険者番号	- -	(資格取得日 年 月 日)			
基礎年金番号	-	(資格取得日 年 月 日)			
健康保険被保険者番号		(資格取得日 年 月 日)			
扶養家族 氏名・続柄(生年月日) 同居の有無 他	・ (年 月 日)	・ (年 月 日)			
	同居・別居	同居・別居			
	・ (年 月 日)	・ (年 月 日)			
	同居・別居	同居・別居			
	・ (年 月 日)	・ (年 月 日)			
	同居・別居	同居・別居			

令和 年 賃 金 台 帳 (常時使用される労働者に対するもの)

生 年 月 日	雇 入 年 月 日	従 事 す る 業 務	会 社 名	氏 名	性 別

賃金計算期間	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合計
労働日数													
労働時間数													
休日労働時間数													
早出残業時間数													
深夜労働時間													
基本賃金													
所定時間外割増賃金													
手当													
小計													
臨時の給与													
賞与													
合計													
健康保険料													
厚生年金保険料													
雇用保険料													
市県民税													
給与所得税													
除額													
差引合計額													
差引物給額													
差引支給額													
差引収者印													

付 録

勤務状況報告書

年 月分

勤務状況報告書

氏名：

日付	曜日	始業	就業	休憩	実績時間				遅刻	早退	時間外労働 の理由等	確認
					労働時間	時間外	深夜	休日				
1		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
2		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
3		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
4		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
5		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
6		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
7		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
8		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
9		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
10		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
11		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
12		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
13		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
14		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
15		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
16		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
17		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
18		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
19		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
20		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
21		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
22		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
23		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
24		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
25		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
26		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
27		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
28		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
29		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
30		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
31		:	:	:	:	:	:	:	:	:		
合 計					労働時間	時間外	深夜	休日	遅刻	早退		
					:	:	:	:	:	:		

出勤日数	日		
休日出勤	日		
年次休暇	日		
特別休暇	日		

< 特記事項等 >

付 録

健康診断個人票

健康診断個人票

氏名			生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
			性別	男・女			
健診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称							
業務歴							
既往歴							
自覚症状							
他覚症状							
身長 (cm)							
体重 (kg)							
BMI							
腹囲 (cm)							
視力	右	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()
聴力	右 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	4000Hz	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり	1所見なし 2所見あり
	検査方法	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他	1オーディオ 2その他
胸部エックス線検査	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接	直接 間接
フィルム番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
喀痰検査							
血圧 (mmHg)							
貧血検査	血色素量 (g/dl)						
	赤血球数 (万/mm ³)						
肝機能検査	GOT (IU/l)						
	GPT (IU/l)						
	γ-GTP (IU/l)						
血中脂質検査	LDLコレステロール (mg/dl)						
	HDLコレステロール (mg/dl)						
	トリグリセライド (mg/dl)						
血糖検査 (mg/dl)							
尿検査	糖	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
	蛋白	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
心電図検査							

健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 法 定 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健 康 診 断 を 実 施 し た 医 師 の 氏 名 印					
医 師 の 意 見					
意 見 を 述 べ た 医 師 の 氏 名 印					
歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断					
歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断 を 実 施 し た 歯 科 医 師 の 氏 名 印					
歯 科 医 師 の 意 見					
意 見 を 述 べ た 歯 科 医 師 の 氏 名 印					
備 考					

備考

- 1 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第47条若しくは第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。
- 2 「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになっている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。
(1. 有機溶剤 2. 鉛 3. 四アルキル鉛 4. 特定化学物質 5. 高気圧作業 6. 電離放射線 7. 石綿 8. じん肺)
- 3 BMIは、次の算式により算出すること。

$$BMI = \frac{\text{体 重(kg)}}{\text{身 長(m)}^2}$$
- 4 「視力」の欄は、矯正していない場合は()外に、矯正している場合は()内に記入すること。
- 5 「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第5項の規定により医師が適当と認める方法により行った聴力の検査については、1000ヘルツ及び4000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1000ヘルツの所に記入すること。
- 6 「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第4項の規定により都道府県労働基準局長の指示を受けて行った健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。
- 9 「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。
- 10 「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

農林水産省 平成 31 年度農業経営改善支援全国委託事業

〔 受託者 (公社) 日本農業法人協会、NPO 法人日本プロ農業総合支援機構
著作・文責 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〕

< 著者略歴 >

入来院 重宏 (いりきいん しげひろ)

麒麟社会保険労務士事務所 所長 (特定社会保険労務士)

公益社団法人 日本農業法人協会 顧問社労士

一般社団法人 全国農業会議所 顧問社労士

一般社団法人 全国農業協同組合中央会 顧問社労士

全国農業協同組合連合会 顧問社労士

全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 顧問

2002 年 損害保険会社を退職して麒麟社会保険労務士事務所を開業

2006 年 日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」講師 (2017 年まで)

2009 年 農林水産省「農の雇用事業推進委員会」委員 (2017 年度まで)

2010 年 日本政策金融公庫「農業経営アドバイザー」審査会委員

2010 年 全国農業経営社会保険労務士ネットワーク会長 (2018 年まで)

2014 年 日本農業労災学会 副会長 (2018 年まで)

● 著書 (一部)

2005 年 「農業の労務管理と労働・社会保険百問百答」 (全国農業会議所)

2008 年 「農業の従業員採用・育成マニュアル」 (全国農業会議所)

2009 年 「農の雇用初めてシリーズ」 (全国農業会議所)

2010 年 「外国人研修・技能実習生受け入れのための手引書」 (全国農業会議所)

